

## 議案第 7 号

上尾市立公民館条例及び上尾市図書館協議会条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立公民館条例及び上尾市図書館協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 24 年 2 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立公民館条例及び上尾市図書館協議会条例の一部を改正する条例

(上尾市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 上尾市立公民館条例（昭和 60 年上尾市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「委員」の次に「（以下「委員」という。）」を加え、同条第 3 項ただし書中「補欠委員」を「委員が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員は、次に掲げる者の中から、委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

第 11 条に次の 2 項を加える。

5 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

6 委員は、再任されることができる。

(上尾市図書館協議会条例の一部改正)

第 2 条 上尾市図書館協議会条例（平成 12 年上尾市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（組織）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者の中から、上尾市教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

#### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、文部科学省令で定める基準を参酌して、公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員の委嘱又は任命の基準を定めるように所要の改正を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。